

訪問看護事業所におけるサテライトの設置について

平成27年1月 宮崎県福祉保健部長寿介護課

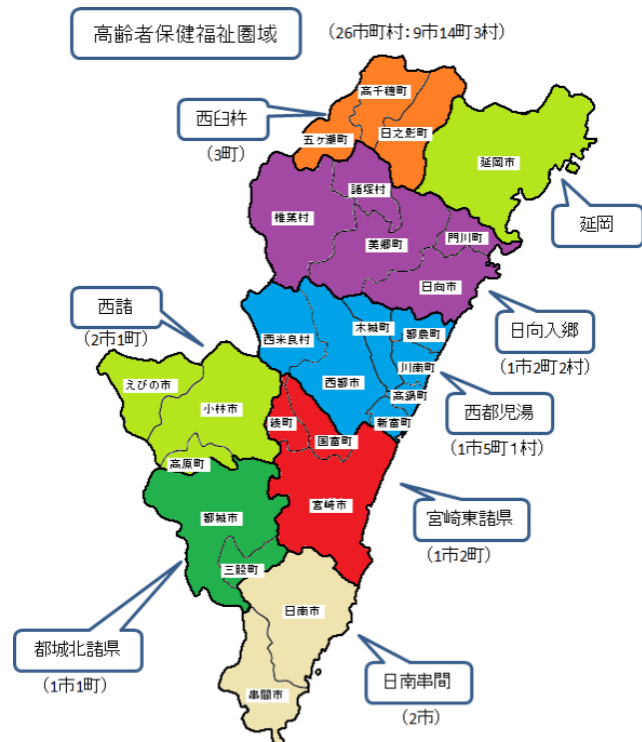
指定居宅サービスの指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものであるが、例外的に、厚生労働省解釈通知（別紙）において、待機や道具等の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト」という。）であって一体的な管理ができるものに限り、事業所に含めて指定をすることができる取扱いとなっています。このたび、県では県下全域で訪問看護サービスが提供されるよう、訪問看護事業所が設置するサテライトについて指針を取りまとめました。

1 サテライト設置の基本要件

厚生労働省解釈通知・第2総論の1の①から⑤（別紙）を遵守することが前提です。

2 設置要件（宮崎県が指定する事業所に限ります。）

- ① 主たる事業所及びサテライトの所在地は、宮崎県知事を指定権者とする区域内とすること。（指定権者が異なる区域へのサテライトの設置は認めない）。
- ② サテライトは、主たる事業所との位置関係が次のいずれかに当てはまる場合に設置を認める。
 - (ア) 主たる事業所とサテライトが同じ高齢者保健福祉圏域内に所在していること。
 - (イ) 高齢者保健福祉圏域を越える場合には、主たる事業所の所在地と隣接する市町村に所在していること。



3 その他要件（一例です。）

- ・サテライトにおいて訪問看護計画等及び訪問看護報告書等の作成を行う場合は、看護師もしくは保健師を少なくとも1名配置すること。また、准看護師のみが配置される場合は、主たる事業所で訪問看護計画等及び訪問看護報告書等の作成が行われるなど支援体制の基に行われること。
- ・利用者との契約書やサービス提供の記録及び訪問看護計画等、諸記録については、原則主たる事業所に保管すること。

※ 設置にあたってはこの他にも確認事項、手続き等がありますので、必ず県長寿介護課へ「事前相談」を行ってください。（電話：0985-26-7058）

(別紙)

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号)

～抜粋～

第 2 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。